

臨時報告書

中部電力株式会社

E04502

臨時報告書

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年12月22日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

中部電力株式会社

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月22日

【会社名】 中部電力株式会社

【英訳名】 Chubu Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三 田 敏 雄

【本店の所在の場所】 名古屋市東区東新町1番地

【電話番号】 052(951)8211(代)

【事務連絡者氏名】 経理部決算グループ長 齊 藤 俊 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内幸町二丁目2番1号
(日本プレスセンタービル内)

【電話番号】 03(3501)5101(代)

【事務連絡者氏名】 東京支社課長 鬼 頭 大 介

【縦覧に供する場所】 中部電力株式会社 静岡支店
(静岡市葵区本通二丁目4番地の1)

中部電力株式会社 三重支店
(津市丸之内2番21号)

中部電力株式会社 岐阜支店
(岐阜市美江寺町二丁目5番地)

中部電力株式会社 長野支店
(長野市柳町18番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【提出理由】

当社は、平成20年12月22日開催の取締役会において、浜岡原子力発電所1，2号機の運転終了および6号機の建設等を内容とする浜岡原子力発電所リプレイス計画等について決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日及び内容

当社は、平成20年12月22日開催の取締役会において、浜岡原子力発電所1，2号機の運転終了および6号機の建設等を内容とする浜岡原子力発電所リプレイス計画等について決定しました。

1，2号機については、これまで耐震余裕を高める方法（耐震裕度向上工事）について検討してまいりましたが、工事には相当な費用と期間を要するとの結論に至りました。

一方、電源構成に占める原子力発電の割合が他の電力会社に比べて低い当社は、「電力の安定供給」と「地球環境保全」の観点から、原子力発電の果たす役割に一層の期待が集まる中、何よりも優先して原子力発電への積極的な取り組みを進める必要があります。

以上のことを踏まえ、当社は、このたび、1，2号機について工事を実施し運転を再開することは経済性に乏しいと判断されることから、その運転を終了することとし、代わりに、発電所用地の東側に6号機を平成30年代前半の運転開始を目標に建設することを計画いたしました。

また、1，2号機の運転終了にともない、今回新たに発電所敷地内に現在の発電所施設の一部として全号機共用の使用済燃料乾式貯蔵施設を平成28年度の使用開始を目標に建設することを計画いたしました。

当社は、今後とも安全の確保を第一に浜岡原子力発電所を運転していくとともに、引き続き原子力発電への積極的な取り組みを進めてまいります。

(2) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

浜岡原子力発電所1，2号機の運転終了にともない、当社及び連結会社の平成21年3月期決算において、約1,550億円を特別損失に計上する予定であります。

なお、この影響額は、本報告書提出日現在において入手可能な情報及び将来の不確実な要因に係る本報告書提出日現在における仮定を前提としているため、今後変動する可能性があります。

以 上